

連結財務書類作成の手引き（案）

【目次】

I	はじめに	1
II	連結財務書類の作成目的	1
III	連結財務書類の対象範囲と連結の方法	1
	1 財務書類の対象となる会計	1
	2 連結財務書類の対象範囲と基本的な考え方	2
	3 連結対象団体（会計）ごとの連結の方法	3
	（1）都道府県・市区町村	3
	（2）一部事務組合・広域連合	3
	（3）地方独立行政法人	5
	（4）地方三公社（土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社）	5
	（5）第三セクター等	6
	（6）共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社	7
	（7）財産区の取扱い	8
	（8）地方共同法人の取扱い	8
IV	連結決算日	8
V	連結財務書類の体系	8
VI	連結財務書類の作成手順	13
	1 作成手順の概要	13
	2 作成手順の解説	14
	（1）連結対象団体（会計）の決定	14
	（2）法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成	14
	（3）法定決算書類の読替え	15
	（4）法定決算書類の連結修正等	16
	（5）純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）	22
VII	様式	29
VIII	読替表（調整中）	（調整中）

I はじめに

1. 本手引きは、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日公表）で示された統一的な財務書類等の作成基準（以下「統一的な基準」といいます。）について、連結財務書類の作成にあたっての実務的な取扱いを示したものです。
2. なお、全体財務書類及び連結財務書類のいずれの作成についてもこの手引きに基づくものとします。

II 連結財務書類の作成目的

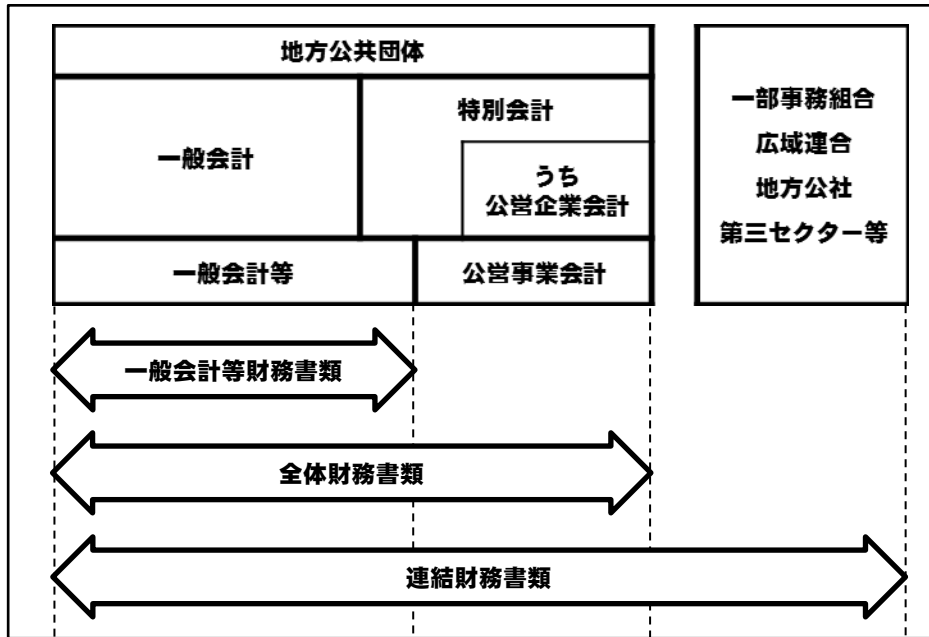
3. 都道府県・市区町村とその関連団体を連結してひとつの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることが連結財務書類の目的です。
4. また、連結財務書類を作成することによって、連結ベースにおける資産老朽化比率等の各種財政指標の把握が可能になり、公共施設等のマネジメントに資することも考えられます。

III 連結財務書類の対象範囲と連結の方法

1 財務書類の対象となる会計

5. 都道府県、市町村（特別区を含みます。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」といいます。）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」といいます。）は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等財務書類を財務書類作成要領（以下「作成要領」といいます。）に基づき作成します。さらに、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成することとします。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる団体（会計）は、【図1 財務書類の対象となる団体（会計）】のとおりです。

図1 財務書類の対象となる団体（会計）



2 連結財務書類の対象範囲と基本的な考え方

6. 連結財務書類の対象範囲については、地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関連団体に該当するか否かで判断することとし、【図2 連結財務書類の対象範囲】のとおりとします。

図2 連結財務書類の対象範囲

	都道府県・市区町村	一部事務組合・広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等
全部連結	○ (全部連結)	—	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (出資比率50%超又は出資比率50%以下で業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)
比例連結	—	○ (経費負担割合等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資比率、活動実態等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資比率、活動実態等に応じて比例連結)	△ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資比率、活動実態等に応じて比例連結)
備考	一般会計等だけでなく、地方公営事業会計も含む。	一部事務組合・広域連合の運営は、規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によって運営されており、解散した場合はその資産・負債は最終的には各構成団体に継承される。	地方独立行政法人は、中期計画の認可等を通じて設立団体の長の関与が及ぶとともに、設立団体から運営費交付金が交付される。	地方三公社(土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社)は、いずれも特別の法律に基づき地方公共団体が全額出資して設立する法人であり、公共性の高い業務を行っている。	第三セクター等の業務運営に対しては、出資者等の立場から地方公共団体の関与が及ぶほか、地方自治法の規定により出資金等の25%以上を出資している第三セクター等については監査委員による監査の対象となる。

注1 全部連結とは、連結対象団体（会計）の財務書類のすべてを合算することをいいます。

注2 比例連結とは、連結対象団体（会計）の財務書類を出資比率等に応じて合算することをいいます。

3 連結対象団体（会計）ごとの連結の方法

（1）都道府県・市区町村

7. 一般会計等及び地方公営事業会計も全部連結の対象とし、全体財務書類を作成します。なお、法非適用の公営事業会計は、会計ごとに一般会計等に準拠した財務書類を作成することとなります。

（2）一部事務組合・広域連合

8. 一部事務組合・広域連合は、規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によって運営されており、解散した場合はその資産・負債は最終的には各構成団体に継承されます。このため、自らが加入するすべての一部事務組合・広域連合を比例連結の対象とします。
9. 具体的には、規約に基づく当該年度の経費負担割合等に応じた比例連結を行うこととしますが、直近の複数年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や当該年度の経費負担がない場合など、当該年度の経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、構成団体が協議して合理的な割合を決定することができることとします。なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号。以下「財政健全化法施行規則」といいます。）第13条第1号における「当該組合の加入団体間であん分方法が取り決められている組合」については、当該あん分方法に応じた比例連結を行うこととします。
10. なお、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定を適用している一部事務組合・広域連合は法定決算書類を利用しますが、地方公営企業法の財務規定を適用しない一部事務組合・広域連合については、財務書類の報告主体として一般会計等の作成方法に準じて作成した財務書類を利用します。
11. 一部事務組合・広域連合が複数の事務を行っており、会計が区分されている場合は、会計ごとに個別財務書類を作成したうえで比例連結割合を算定し、比例連結を行います。
12. 一部事務組合・広域連合を連結する際に、N年度の経費負担割合がN-1年度の割合と異なるなどして比例連結割合が変更された場合、N年度の期首の純資産残高及び資金残高がN-1年度末の金額と整合しなくなります。
この場合、連結純資産変動計算書では「比例連結割合の変更に伴う差額」を科目として設けて純資産残高の差額を計上し調整します。また、連結資金収支計算書でも「比例連結割合変更に伴う差額」の欄を設け、資金残高の差額を計上して調整します。各

構成団体で修正の作業負担がかかることを踏まえ、負担割合の変動率が小さい場合など、財務書類等に重要な変動が生じない場合には、現行の比例連結割合を変更しないことができることとします。

なお、いずれの場合においても、構成団体の比例連結割合の合計が100%となるよう処理する必要があります。

(連結純資産変動計算書)

科目	合計	固定資産	余剰分	他団体
		等形成分	(不足分)	出資等分
...				
固定資産等の変動(内部変動)				
資産評価差額				
無償所管換等				
比例連結割合変更に伴う差額				
その他				
本年度純資産変動額				
本年度末純資産残高				

(連結資金収支計算書)

科目	金額
...	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
比例連結割合変更に伴う差額	
本年度末資金残高	

なお、初年度の連結財務書類を作成するにあたって期首残高を算定する際の比例連結割合は、期末残高を算定する際に用いたものと同じ割合を用いることができることとします。

13. 連結財務書類を円滑に作成するためには、【図3 一部事務組合・広域連合の個別財務書類作成にかかる作業体制の選択肢】のような作業体制を構成団体間であらかじめ取り決め、計画的に作業を進める必要があります。なお、作業体制は複数のケースが

考えられ、各一部事務組合・広域連合の実情に応じた方法を選択することが必要と考えられます。

図3 一部事務組合・広域連合の個別財務書類作成にかかる作業体制の選択肢

作業主体		概要
1	一部事務組合・広域連合	連結対象の一部事務組合・広域連合が「個別財務書類の準備または作成」「比例連結割合の算定」を行い構成団体に通知する。
2	主要な構成団体	主要な構成団体もしくは構成団体間の協議により決定した構成団体が、「個別財務書類の準備または作成」「比例連結割合の算定」を行い、他の構成団体に通知する。
3	都道府県	都道府県内ほぼすべての市町村が加入するような一部事務組合・広域連合の場合、都道府県が「個別財務書類の準備または作成」「比例連結割合の算定」を代わりにを行い、構成団体に通知する。

※ いずれの手法をとる場合でも、都道府県は一部事務組合・広域連合に関する連結財務書類作成事務が円滑に進んでいるか随時確認し、必要に応じて所要の助言その他の協力を行うことが期待されます。

※ なお、いずれの手法による場合でも、連結財務書類に計上する数値の確認は、連結財務書類の作成を行う各地方公共団体が最終的に責任をもって行う必要があります。

(3) 地方独立行政法人

14. 地方独立行政法人は、中期計画の認可等を通じて設立団体の長の関与が及ぶとともに、設立団体から運営費交付金が交付されること等も踏まえ、自らが出資したすべての地方独立行政法人を全部連結の対象とします。
15. 当該地方独立行政法人が連結の範囲に含めた特定関連会社も連結対象とします。
16. なお、共同設立等の地方独立行政法人の取扱いは「(6) 共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社」を参照してください。

(4) 地方三公社（土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社）

17. 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく土地開発公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づく地方道路公社及び地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく地方住宅供給公社は、いずれも特別の法律に基づき地方公共団体が全額出資して設立する法人であり、公共性の高い業務を行っています。特別法により長の関与が及び、補助金の交付がなされるほか、土地開発公社及び地方道路公社については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)の規定にかかわらずその債務に対して地方公共団体が債務保証をすることができるほか、債務は設立団体である地方公共団体が最終的には

負うこととされていること、地方住宅供給公社の資金調達に対しても地方公共団体が広く損失補償を行うなどの財政措置が行われ、その経営には実質的に地方公共団体が責任を負っていると考えられること等を踏まえ、全部連結の対象とします。

18. なお、共同設立の地方三公社の取扱いについては「(6) 共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社」を参照してください。

(5) 第三セクター等

19. 第三セクター等の業務運営に対しては、法律の規定に基づき出資者、出えん者の立場から地方公共団体の関与が及ぶほか、自治法の規定により出資金等の25%以上を出資している第三セクター等については監査委員による監査の対象となり(自治法第199条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」といいます。)第140条の7)、50%以上を出資している第三セクター等には、予算の執行に関する長の調査権等が及ぶとともに、議会に対する経営状況の提出義務が課せられます(自治法第221条3項、第243条の3第2項及び自治法令第152条1項)。
20. 企業会計では、親会社が支配従属関係にある子会社を含めた連結財務書類が作成されており、子会社の判断基準として支配力基準が採用されていますが、第三セクター等も当該基準に準じた取扱いとすることとします。具体的には、出資比率が50%超の第三セクター等については、地方公共団体の関与及び財政支援の下で、実質的に主導的な立場を確保しているといえるため、全部連結の対象とします。
21. 出資比率が50%以下の場合であっても役員の派遣、財政支援等の実態や、出資及び損失補償等の財政支援の状況を総合的に勘案し、その第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、全部連結の対象とします。
22. また、全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資比率や活動実態等に応じて、比例連結の対象とします。ただし、出資比率が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としないことができます。
23. 第三セクター等の経営に実質的に主導的な立場を確保しているかどうかは、企業会計における「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。いわゆる財務諸表等規則。)第8条第4項など、企業会計における支配力基準を参考に、個々の第三セクター等の実態に即して各地方公共団体において判断することとします。具体的には、【図4 全部連結の対象に含めるべき第三セクター等にあたるケースの例】のとおりとします。

図4 全部連結の対象に含めるべき第三セクター等にあたるケースの例

1	第三セクター等の資金調達額の総額の過半（50%超）を設立団体からの貸付額が占めている場合（資金調達額は設立団体及び金融機関等からの借入など貸借対照表の負債の部に計上されているものとする。設立団体からの貸付額には損失補償等を含むこととするが、補助金、委託料等は含まないものとする。）
2	第三セクター等の意思決定機関（取締役会、理事会等）の構成員の過半数を行政からの派遣職員が占める場合、あるいは構成員の決定に重要な影響力を有している場合
3	第三セクター等への補助金等が、当該第三セクター等の収益の大部分を占める場合（人件費の相当程度を補助するなど重要な補助金を交付している場合）
4	第三セクター等との間に重要な委託契約（当該第三セクター等の業務の大部分を占める場合など）が存在する場合
5	業務運営に関与しない出資者や出えん者の存在により、実質的には当該地方公共団体の意思決定にしたがって業務運営が行われている場合

24. なお、財団法人等に関する出資割合については、監査委員の職務権限を定めた自治法第199条及び自治法令第140条の7、予算の執行に関する長の調査権を定めた自治法第221条3項及び自治法令第152条1項に基づき、監査の対象あるいは調査の対象を判断する際の出資割合等として各地方公共団体において整理している割合を用いることとします。
25. また、社会福祉法人についても、第三セクター等に含めるものとします。
26. 第三セクター等が出資している会社についても、第三セクター等の取扱いに準じることとしますが、この場合、地方公共団体及び連結対象団体（会計）の資本金、出えん金等をあわせて判断する必要があります。

（6）共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社

27. 出資割合や財政支出の状況等から業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結を行うことを原則とします。
28. ただし、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資比率、活動実態等に応じて比例連結を行うこととします。
29. 地方道路公社については、財政健全化法施行規則第12条第1号で定める「出資割合又は設立団体間で協議の上定めた割合」により比例連結を行うこととします。
30. 土地開発公社については、構成団体が特定される項目（依頼土地及び依頼土地に係る借入金、当該年度の土地の売買に関する項目）は、それぞれの団体に帰属する金額をもって連結を行い、それ以外の項目については、財政健全化法施行規則第12条第2号で定める「出資割合又は設立団体間で協議の上定めた割合」に応じてあん分するこ

とします。

(7) 財産区取扱

31. 財産区については、市町村等に財産を帰属させられない経緯から設けられた制度であることから、連結の対象としないこととします。

(8) 地方共同法人の取扱い

32. 地方競馬全国協会、地方公務員災害補償基金、日本下水道事業団、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構といった地方共同法人には、地方公共団体が出資金や負担金を支払っていますが、個々の団体の出資比率等は概して低いため、連結の対象とはしないこととします。

IV 連結決算日

33. 連結決算日は3月31日とします。なお、連結対象団体(会計)の決算日が3月31日と異なる場合、3月31日における仮決算を行うことを原則としますが、決算日の差異が3か月を超えない場合には、連結対象団体(会計)の決算を基礎として連結手続を行うことができることとします。

V 連結財務書類の体系

34. 連結財務書類の体系は、連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書、連結資金収支計算書及びこれらの連結財務書類に関連する連結附属明細書とし、連結行政コスト計算書及び連結純資産変動計算書については、別々の計算書としても、その二つを結合した計算書としても差し支えないこととします。これら連結財務書類の様式については、様式第1号から様式第5号までのとおりとします。
35. ただし、連結資金収支計算書の作成については、その事務負担等に配慮して、当該年度の資金収支のうち業務活動収支がほとんどであると想定される連結対象団体(会計)は行政コスト計算書においてその資金の動きのほとんどが把握されと考えられることから、本年度資金収支額及び前年度末資金残高のみを連結するという簡便的な方法によって作成する方法を用いることを許容するとともに、連結資金収支計算書の重要性が低いと判断する場合には、作成しないことも許容することとします。
36. 連結対象団体(会計)においては、純資産を固定資産等形成分と余剰分(不足分)という内訳に分類していない場合も多いため、その事務負担等に配慮して、連結純資産変動計算書において当該内訳を記載しないことも許容することとします。
37. この場合、連結貸借対照表においては、固定資産の額に流動資産における基金及び棚卸資産を加えた額を固定資産等形成分に記載し、他団体出資等分を連結純資産変動計

算書から転記したうえで、純資産額からこれらをあわせた額を差し引いた額を余剰分（不足分）に記載します。

38. また、連結純資産変動計算書においては、連結貸借対照表における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の額を転記し、本年度純資産変動額には、転記されたそれぞれの額から前年度末の残高を差し引いた額を記載します。

連結貸借対照表

（平成 年 月 日現在）

（単位： ）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		地方債等	
事業用資産		長期未払金	
...		退職手当引当金	
インフラ資産		損失補償等引当金	
...		その他	
物品		流動負債	
物品減価償却累計額		1年内償還予定地方債等	
無形固定資産		未払金	
ソフトウェア		未払費用	
その他		前受金	
投資その他の資産		前受収益	
投資及び出資金		賞与等引当金	
...		預り金	
長期延滞債権		その他	
長期貸付金			
基金		負債合計	
...			
その他		【純資産の部】	
徴収不能引当金		固定資産等形成分	
流動資産		余剰分(不足分)	
現金預金		他団体出資等分	
未収金			
短期貸付金			
基金			
財政調整基金			
減債基金			
棚卸資産			
その他			
徴収不能引当金			
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債及び純資産合計	

①合計額
を記載

②純資産変動
計算書より転記

③純資産額から固
定資産等形成分と
他団体出資等分を
あわせた額を引い
た額を記載

連結純資産変動計算書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高				
純行政コスト(△)				
財源				
税金等				
国県等補助金				
本年度差額				
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額				
無償所管換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
その他				
本年度純資産変動額				
本年度末純資産残高		連結貸借対照表より転記		

39. 連結財務書類は4表または3表以外にも連結附属明細書もあわせて作成することが望ましいですが、連結附属明細書のうち有形固定資産の明細以外については、その事務負担等に配慮して、作成しないことも許容することとします。

40. 連結対象団体(会計)に対する地方公共団体の出資額と連結対象団体(会計)の純資産額との差額については、連結貸借対照表にのれん(連結調整勘定)として計上することはせず、連結行政コスト計算書に臨時損失または臨時利益として計上することとします。具体的には、新たに連結対象団体(会計)となった団体(会計)がある場合には、以下の会計処理を行います。なお、連結開始貸借対照表を作成する時点で既に連結対象団体(会計)となっている場合には、連結開始貸借対照表においてこれら出資額と純資産額の相殺消去を行うこととし、連結行政コスト計算書における処理は必要ありません。

ア 連結対象団体(会計)に対する地方公共団体の出資額が連結対象団体(会計)の純資産額より大きい場合、連結行政コスト計算書における「臨時損失」の「そ

の他」に、その差額を計上します。

イ 連結対象団体（会計）に対する地方公共団体の出資額が連結対象団体（会計）の純資産額より小さい場合、連結行政コスト計算書における「臨時利益」の「その他」に、その差額を計上します。

41. 全部連結した連結対象団体（会計）の当該地方公共団体以外の出資分については、連結貸借対照表に他団体出資等分として計上することとします。具体的には、「Ⅵ 連結財務書類の作成手順」において詳述します。
42. 株式会社等では社債発行費等が繰延資産として計上されていますが、繰延資産は一般会計等で表示している固定資産及び流動資産のどちらにも該当しないことから、連結貸借対照表の「繰延資産」にその額を計上します。
43. 連結貸借対照表では間接法により有形固定資産を表示することができますが、株式会社等の連結対象団体（会計）で減損処理を適用している場合には、固定資産ごとに「減損損失累計額」として勘定科目を追加します。
44. 連結財務書類を作成するにあたって記載すべき注記をまとめると以下のとおりとなります。ただし、それぞれの事項について連結対象団体（会計）ごとに異なる場合には、連結対象団体（会計）ごとに記載する必要があります。
45. 重要な会計方針として、連結財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他連結財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載します。
 - ①有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ②有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ③有形固定資産等の減価償却の方法
 - ④引当金の計上基準及び算定方法
 - ⑤リース取引の処理方法
 - ⑥連結資金収支計算書における資金の範囲
 - ⑦採用した消費税等の会計処理
 - ⑧連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なるときは、当該決算日及び連結のため当該連結対象団体（会計）について特に行った処理の概要
 - ⑨その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項
46. 重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければなりません。
 - ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務書類に与えている影響の内容
 - ②表示方法を変更した場合には、その旨
 - ③連結資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理

由及び当該変更が連結資金収支計算書に与えている影響の内容

47. 重要な後発事象として、会計年度終了後、連結財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載します。
 - ① 主要な業務の改廃
 - ② 組織・機構の大幅な変更
 - ③ 地方財政制度の大幅な改正
 - ④ 重大な災害等の発生
 - ⑤ その他重要な後発事象
48. 偶発債務として、会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載します。
 - ① 保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（連結貸借対照表計上額及び未計上額））
 - ② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
 - ③ その他主要な偶発債務
49. 追加情報として、財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載します。
 - ① 連結対象団体（会計）の一覧及び連結対象と判断した理由
 - ② 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含む）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨
 - ③ 表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨
 - ④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
 - ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額
 - ⑥ その他連結財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
50. また、連結貸借対照表に係るものとして次の⑦から⑮までに掲げる事項を、連結行政コスト計算書に係るものとして次の⑯に掲げる事項を、連結資金収支計算書を作成する場合には当計算書に係るものとして次の⑰から⑳までに掲げる事項をあわせて記載します。なお、前年度末歳計外現金残高、歳計外現金増減額、会計年度末歳計外現金残高及び会計年度末現金預金残高について、連結資金収支計算書の欄外に記載します。
 - ⑦ 基準変更による影響額等（開始連結貸借対照表を作成しない場合。ただし、既に連結財務書類を作成しているが開始連結貸借対照表を作成する場合であっても

注記することが望めます。)

- ⑧売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
- ⑨減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額
- ⑩減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
- ⑪基金借入金（繰替運用）の内容
- ⑫地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
- ⑬自治法第234条の3に基づく長期継続契約で連結貸借対照表に計上されたりリース債務金額
- ⑭管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）（地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、注記することが望めます。)
- ⑮道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落による評価額
- ⑯基準変更による影響額の内訳（開始連結貸借対照表を作成しない場合）
- ⑰純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容
- ⑱連結資金収支計算書の業務活動収支と連結純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
- ⑲一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額
- ⑳重要な非資金取引

VI 連結財務書類の作成手順

1 作成手順の概要

51. 連結財務書類の作成は、【図5 連結財務書類の作成手順の概要】のとおり概ね5つの段階に分けて行います。

図5 連結財務書類の作成手順の概要

連結作業項目		作業概要
1	連結対象団体（会計）の決定	① 公営事業会計：すべて全部連結 ② 一部事務組合・広域連合：すべて比例連結 ③ 地方独立行政法人及び地方三公社：すべて全部連結または比例連結 ④ 第三セクター等：出資比率等に応じて連結対象（全部連結または比例連結）かを判断。出資比率25%未満で損失補償等を付している等の重要性がない場合は比例連結の対象としないことも可能。
2	法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成	① 法定決算書類として貸借対照表等を作成している連結対象団体（会計）分を取り寄せ（法適用公営企業会計、地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等など） ② 法定決算書類として貸借対照表等を作成していない連結対象団体（会計）は一般会計等の作成要領に準じて新たに個別財務書類を作成（法非適用公営事業会計、普通会計型及び法非適用の公営事業型の一部事務組合・広域連合）
3	法定決算書類の読替え	① 法定決算書類ごとに異なる表示科目を統一的な基準の連結財務書類の科目に揃えるため、本手引きに示されている「連結科目対応表」などにに基づき読替え
4	法定決算書類の連結修正等	① 各法定決算書類を一般会計等財務書類の作成基準に揃えるため、有形固定資産等の再評価等の会計処理方法を修正（任意） ② 出納整理期間中の取引は、現金の受払いが年度末までに完了したものととして調整
5	純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）	① 内部取引調査票により、連結対象団体（会計）内での取引の計上科目と金額の確定 ② 連結内部の取引高及び残高の相殺消去（連結対象内の取引を消す作業） ③ 各連結対象団体（会計）の額を単純合算し、連結修正等及び相殺消去分を差し引いたのち、純計を算出

2 作成手順の解説

（1）連結対象団体（会計）の決定

52. 「Ⅲ 連結財務書類の対象範囲と連結の方法」に基づき、連結対象団体（会計）を決定します。

（2）法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成

53. 連結財務書類の作成にあたり、（1）で決定した連結対象団体（会計）それぞれについて、連結対象団体（会計）の法定決算書類を取り寄せるか、新たに個別財務書類を作成する必要があります。

54. 法適用の公営企業会計、地方三公社、第三セクター等はそれぞれの会計基準に基づく発生主義による法定決算書類を作成しており、これを個別財務書類の基礎とするために取り寄せます。

55. 一方、法定決算書類が作成されていない、以下のような連結対象団体（会計）は、一般会計等の作成要領に準じて新たに個別財務書類を作成する必要があります。

ア 法非適用の公営事業会計

イ 普通会計型及び法非適用の公営事業型の一部事務組合・広域連合

56. 連結対象団体（会計）ごとの法定決算書類の有無及び個別財務書類の作成方法は【図6 連結対象団体（会計）ごとの財務書類の作成方法】のとおりです。

図6 連結対象団体（会計）ごとの財務書類の作成方法

団体(会計)の種類	会計基準等	財務書類の作成方法			
		貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書※1
地方公営企業(法適用)※2	地方公営企業法の財務規定等	○ 貸借対照表から修正・組替	○ 損益計算書から修正・組替	× 決算統計及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・組替
地方公営事業会計(法非適用)※3	—	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成
一部事務組合・広域連合※4	(公営企業は地方公営企業法の財務規定等)	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成
地方独立行政法人	地方独立行政法人会計基準	○ 貸借対照表から修正・組替	○ 損益計算書から修正・組替	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・組替
地方三公社	(例:土地開発公社) 土地開発公社経理基準要綱	○ 貸借対照表から修正・組替	○ 損益計算書から修正・組替	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・組替
第三セクター等	(例:株式会社等) 会社計算規則及び財務諸表規則等	○ 貸借対照表から修正・組替	○ 損益計算書等から修正・組替	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○(一部×) キャッシュ・フロー計算書等から修正・組替等

○：法定決算書類を基礎として活用可能 ×：新たに個別財務書類を作成する必要あり

※1 連結資金収支計算書の重要性が低いと判断する場合には、連結資金収支計算書を作成することを目的とした資金収支計算書を作成しないことも許容します。

※2 一部事務組合・広域連合（地方公営企業（法適用）型）を含みます。

※3 法適用に向けた作業に着手しているものについては、移行期間が延長される予定です。

※4 一部事務組合・広域連合（地方公営企業（法適用）型）を除きます。

（3）法定決算書類の読替え

57. 連結対象団体（会計）ごとに適用される会計基準が異なるとともに、法定決算書類と

統一的な基準の連結財務書類とでは表示科目も異なることから、統一的な基準の連結財務書類の科目に揃えるために、表示科目の「読替え」を行います。読替えは連結対象団体（会計）ごとに作成された連結科目対応表を参考に行います。

58. 連結科目対応表の例は、「読替表」に掲載しています。この連結科目対応表については、法定決算書類の表示科目がそれぞれの連結対象団体（会計）ごとに異なることが考えられるので、連結対象団体（会計）ごとに作成する必要があります。

【例】連結科目対応表の例（抜粋）（土地開発公社の場合）

土地開発公社の貸借対照表 における勘定科目		読替え	統一的な基準の 連結貸借対照表における勘定科目	
流動資産	現金及び預金		連結科目 対応表	流動資産
	事業未収金	流動資産		未収金:B
	公有用地・ 代行用地等	流動資産		棚卸資産:C
有形固定資産	土地	有形固定資産		土地(事業用資産):D
投資その他の 資産	賃貸事業の用 に供する土地	有形固定資産		土地(事業用資産):E

59. 読み替えた結果を、連結精算表（様式第6号）に転記します。

連結貸借対照表精算表

	一般会計等 財務書類	...	連結財務書類	
	一般会計	...	地方三公社	
			土地開発公社	...
【資産の部】				
固定資産				
有形固定資産				
事業用資産				
土地			D、E	
流動資産				
現金預金			A	
未収金			B	
棚卸資産			C	

(4) 法定決算書類の連結修正等

① 連結修正（その1）（資産・負債等の修正）

60. 連結対象団体（会計）で法定決算書類が作成されている場合、その法定決算書類の表

示科目の読替えを行います。この際、可能な限り統一された会計処理を行うために、以下の各項目のように各法定決算書類の数値を修正するといった連結修正を行うことが望ましいと考えられます。ただし、このような連結修正は、その事務負担等も配慮して行わないことも許容することとします。

ア 有形固定資産等の評価

連結対象団体（会計）の保有するすべての有形固定資産等について、一般会計等の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づいた評価を行います。

イ 売却可能資産の表示と評価

連結対象団体（会計）の保有する資産についても、一般会計等に準じて売却可能資産の資産科目別の金額及びその範囲を注記します。評価額は一般会計等と同様に売却可能価額とします。

なお、販売用不動産は販売するために保有しているものであり、棚卸資産に計上されますので、未使用・未利用になっている売却可能資産とは明確に区別します。

ウ 投資及び出資金の評価

統一的な基準では、投資及び出資金についてはその種類ごとに償却原価や市場価格等により評価することとしています。そこで、連結対象団体（会計）においてこのような評価が行われていない場合には、一般会計等に準じた評価を行います。

エ 徴収不能引当金の計上

統一的な基準では、貸付金や未収金等の債権は回収可能性に基づいて徴収不能引当金として計上することとしています。連結対象団体（会計）においてこのような処理が行われていない場合には、一般会計等に準じて計上します。

オ 退職手当引当金、賞与等引当金の計上

統一的な基準では、退職手当引当金、賞与等引当金を計上することとしています。連結対象団体（会計）においてこれらの引当金が計上されていない場合には、一般会計等に準じて計上します。

61. なお、アからオまでの項目が連結対象団体（会計）において計上されている場合であっても、計上基準が統一的な基準と異なる場合は、統一的な基準で求められている基準で算定した金額に修正することが望ましいと考えられます。
62. また、公営企業会計や第三セクター等の法定決算書類が税抜処理で作成されている場合には、原則として一般会計等と同様の税込処理とすることが望ましいですが、税込処理に修正しないことも許容することとします。なお、採用した消費税等の会計処理については、注記するものとします。

② 連結修正（その２）（出納整理期間中の現金の受払い等の調整）

63. 連結対象団体（会計）には出納整理期間を持つ一般会計等と持たない公営企業会計、地方独立行政法人、地方三公社及び第三セクター等が混在しています。
64. 出納整理期間とは、歳入調定や支出負担行為等の所定の手続を完了し、前会計年度末までに確定した債権債務の整理を行うために設けられている期間です。地方公共団体の場合、会計年度終了後の翌年度の４月１日から５月３１日までの２ヶ月間を指します。出納整理期間は、予算統制における現金主義会計の原則のもとで、厳密に会計年度独立の原則を徹底する趣旨から必要となるものです。
65. 出納整理期間を持つ会計では、N年度に帰属する債権債務について、出納整理期間中に現金の受払いが行われた場合には、N年度内に現金の受払いがなされたものとして整理されています。一方、出納整理期間を持たない会計では、N年度末までに収支原因が発生した債権債務であっても、N年度内（３月３１日）までに現金の受払いがなされなければ、貸借対照表には未収金、未払金などの債権または債務として整理されます。
66. 統一的な基準において、出納整理期間の定めがある連結対象団体（会計）と、定めのない連結対象団体（会計）との間で取引があり、出納整理期間中にN年度に帰属する資金の授受がある場合には、N年度末に現金の受払い等が終了したのものとして調整します。
67. 例えば、一般会計がN年度に財団法人に対する補助金の交付決定及び支出負担行為を行い、その支払いが出納整理期間内に行われた場合には、一般会計の歳入歳出決算書には、当該補助金支出が計上され、歳計現金が減少した状態になっています。一方、財団法人側には、年度末の段階で収入要因が発生していますが、支払がなされていないため、貸借対照表には資産として「未収金」が計上され、正味財産増減計算書には「補助金収入」が計上されます。なお、財団法人が作成しているキャッシュ・フロー計算書は未収金を含まない資金の動きをとらえているため、この取引による現金の動きは計上されていません。
- このような状況で単純合算した場合には、支出済の状態（一般会計）と今後支払いを受ける状態（財団法人）とが混在することになります。統一的な基準では、出納整理期間がない会計等についてもN年度末に現金の受払いが終了したのものとして調整を行います。
- 具体的には次のような調整を行います。

ア 資産の振替（出納整理期間における調整）

「未収金」の減額（財団法人：貸借対照表）

「現金預金」の増額（財団法人：貸借対照表）

→ 出納整理期間に一般会計からの入金があったものとするため、上記の

連結修正を行ったうえで、連結精算表の該当科目の連結修正等の欄において増減を行います。

イ 資金収支の追加計上（出納整理期間における調整）

「国県等補助金収入」の増額（財団法人：資金収支計算書）

→ 上記の連結修正によって増額した「国県等補助金収入」は後に相殺消去されます。具体的な調整方法は、〇〇段落の「ウ 補助金支出と補助金収入」を参照してください。

68. 連結財務書類の作成にあたり、「法定決算書類の読替え」、「連結修正等」及び「相殺消去」を行います。連結財務書類の連結精算表の各連結対象団体（会計）の欄には、科目を読み替えた数字を転記することとし、その後に資産・負債等の修正や出納整理期間中の現金の受払い等といった連結修正を行う場合は、原則としてその修正額（法定決算書類上の数字との差額）を「連結修正等」の列に記載することとします。ただし、財務書類作成団体の判断により、連結修正後の金額を連結財務書類の連結精算表の各連結対象団体（会計）の欄に記載することもできます。
69. なお、連結精算表において「一般会計等財務書類」では「相殺消去」の欄が、「全体財務書類」及び「連結財務書類」では「連結修正等」及び「相殺消去」の欄がそれぞれ1か所ありますが、「一般会計等財務書類」に含まれる相殺消去の列には一般会計に連結する特別会計に関する相殺消去の額を記載し、「全体財務書類」に含まれる連結修正等及び相殺消去の列には公営事業会計に関する連結修正等及び相殺消去の額を記載し、「連結財務書類」に含まれる連結修正等及び相殺消去の列には地方公共団体外部の連結対象団体に関する連結修正等及び相殺消去の額を記載します。
70. なお、連結修正等の欄には、各連結対象団体（会計）の連結修正等の項目がまとめて表示されます。
71. これまでの記載をまとめると、【図7 法定決算書類の有無による作業の違い】のとおりです。

【図7 法定決算書類の有無による作業の違い】

(法定決算書類が作成されていない連結対象団体(会計))

個別財務書類の作成 → 一般会計等に準拠して新たに作成した個別財務書類の数値を「連結精算表」にそのまま記載

(法定決算書類が存在する団体)

法定決算書類の取寄せ

↓

法定決算書類の科目読替え → この段階の数値を「連結精算表」の各団体の欄に記載

↓

法定決算書類の連結修正 → ①資産・負債等の修正(任意)、②出納整理期間中の現金の受払い等の調整による連結修正の額を「連結修正等」の欄にまとめて記載

③ 他団体出資等分の算定

72. 純資産のうち、地方公共団体の持分以外の部分について他団体出資等分を認識することとします。具体的には、連結対象団体(会計)への出資等のうち他団体の占める額を「他団体出資等分」として計上し、その分を余剰分(不足分)から差し引くこととなります。
73. また、当年度に連結対象団体(会計)の純行政コストのうち他団体の出資等分を、連結行政コスト計算書の「他団体分損益」に記載します。例えば、当該連結対象団体の純行政コストがプラス(当該連結対象団体は赤字)である場合には、当赤字分は他団体分も含まれていることになるため、連結された純行政コストとしては減少させる必要があります。なお、「他団体分損益」に記載した額及び全部連結している団体の株式等を追加取得したこと等による「他団体出資等分」の変動額は、連結純資産変動計算書における「他団体出資等分の増加」または「他団体出資等分の減少」に記載します。

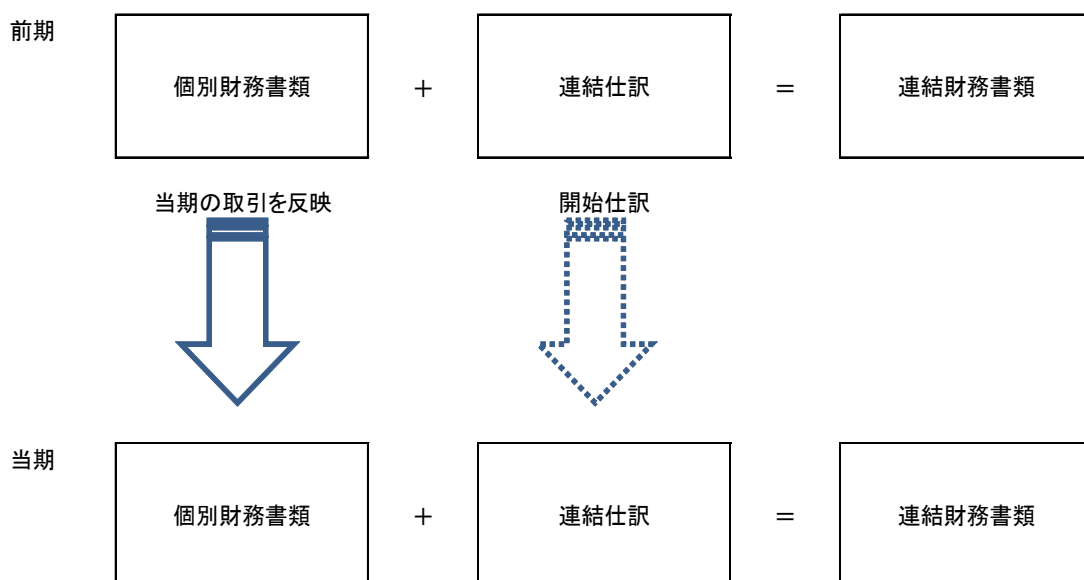
④ 2年目以降に連結財務書類を作成する際の注意点

74. 2年目以降に連結財務書類を作成する際に、前年度に①、②及び③で説明した連結修正等を行っていた場合、連結純資産変動計算書の前年度末純資産残高や連結資金収支計算書の前年度資金残高の記入額に注意する必要があります。具体的には、連結修正等によって前年度末の純資産残高や資金残高が変動していた場合、当年度の期首にお

いて前年度末と同額を引き継ぐ必要がありますが、いわゆる「開始仕訳」を行わなければ、同額が引き継がれなくなります。

75. 連結修正等は連結財務書類作成のために行われるものであり、個別財務書類には影響していないため、前年度以前に行った連結修正等は、当年度の個別財務書類には反映されていません。そこで、2年目以降の連結財務書類を作成するにあたり、前年度以前に行った連結修正等の影響を引き継ぐ必要があります(【図8 開始仕訳の流れ】)。この開始仕訳を行うことにより、前年度末の純資産残高と当年度の期首の純資産残高、前年度末の資金残高と当年度の期首の資金残高がはじめて一致することになります。

【図8 開始仕訳の流れ】



76. 以後の「(5) 純計処理(単純合算と内部取引の相殺消去等)」では、開始仕訳を行うべき箇所に開始仕訳として説明します。なお、○段落に記載された例について開始仕訳を行うと以下のとおりとなります。

開始仕訳

ア 資産の振替(出納整理期間における調整)

不要

→ 当年度末の貸借対照表では出納整理期間における調整の影響はなくなっています。

イ 資金収支の追加計上(出納整理期間における調整)

「国県等補助金収入」の減額(財団法人:資金収支計算書)

「前年度末資金残高」の増額(財団法人:資金収支計算書)

→ 国県等補助金収入は前年度の連結資金収支計算書に計上されていますが、

財団法人の資金収支計算書では当年度に計上されているため、当年度の連結資金収支計算書作成においては財団法人の資金収支計算書に計上されている国県等補助金収入を取り消すとともに期首資金残高を増額させます。

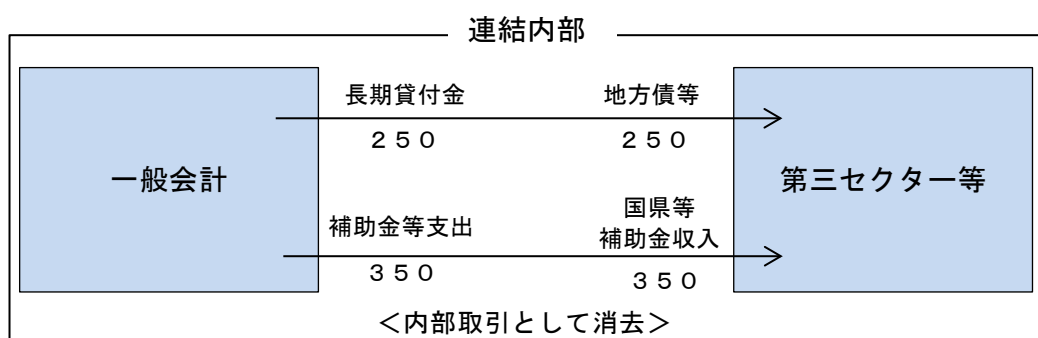
(5) 純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）

77. 連結対象団体（会計）間で行われている、資金の出資（受入）、貸付（借入）、返済（回収）、利息の支払（受取）、売上（支払）、繰出（繰入）等、原則としてすべての内部取引を相殺消去します。
78. これは、地方公共団体が、連結の範囲となる連結対象団体（会計）をひとつの行政サービスの実施主体とみなして連結財務書類を作成することから、連結内部での取引を消去する必要があります。

例えば、

ア 連結対象団体（会計）間で資金の貸し借りをを行っている場合は、貸し手側で長期貸付金、借り手側で地方債等として貸借対照表に計上されますが、連結全体で考えれば、連結対象団体（会計）以外の外部に対する債権債務はありませんので、長期貸付金、地方債等とともに消去します。

イ また、補助金の受払いについても同様に、一般会計から連結対象の第三セクター等に補助金を出したとしても、内部の資金移動にすぎず、連結外部との取引はないこととなりますので、これを消去します。



79. 相殺消去の具体的な作業は、以下の流れで行います。

ア すべての連結対象団体（会計）が様式第7号の「内部取引調査票」を記入し、連結内部の取引を洗い出します。

イ 連結対象団体（会計）の内部取引調査票を相互に突き合わせ、連結内部の取引を確定します。

ウ 確定した取引について、様式第8号の「相殺消去集計表」に転記し、一般会計

等、全体、連結財務書類のそれぞれについて、相殺消去すべき合計額を算定します。

エ 相殺消去集計表で算出された合計または総合計の額を連結精算表の「相殺消去」の欄に転記し、純計処理を行います。

80. 相殺消去の典型的な類型には次のようなものがあります。

ア 投資と資本の相殺消去（残高の相殺消去）

連結対象団体（会計）間で出資を行っている場合に、出資した側に「出資金」または「投資及び出資金」の「その他」が計上され、出資を受けた側は「純資産」が計上されています。したがって、次のような相殺消去を行います。

（出資した側）

○貸借対照表「出資金」または「投資及び出資金」の「その他」を減額

（出資を受けた側）

○貸借対照表「純資産の部」を減額

また、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

（出資した側）

○貸借対照表「出資金」または「投資及び出資金」の「その他」を減額

（出資を受けた側）

○純資産変動計算書「前年度末純資産残高」を減額

この結果、貸借対照表・純資産の部が同額減額されます。

なお、連結対象団体（会計）を全部連結した場合であって、他団体からも当該団体が出資等を受けている場合には、他団体出資等分を認識するため、以下のようになります。

（出資した側）

○貸借対照表「出資金」または「投資及び出資金」の「その他」を減額

○貸借対照表「他団体出資等分」を増額

（出資を受けた側）

○貸借対照表「純資産の部」を減額

また、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

（出資した側）

○貸借対照表「出資金」または「投資及び出資金」の「その他」を減額

○貸借対照表「他団体出資等分」を増額

(出資を受けた側)

○純資産変動計算書「前年度末純資産残高」を減額

この結果、貸借対照表「他団体出資等分」が増額され、「出資金」または「投資及び出資金」の「その他」の額だけ「純資産の部」は減額されます。

イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去（残高の相殺消去）

連結対象団体（会計）間で資金の貸し借りをを行っている場合には、貸し付けた側に「長期貸付金」または／及び「短期貸付金」が計上され、借り入れた側には「地方債等」または／及び「1年内償還予定地方債等」が計上されています。したがって、次のような相殺消去を行います。

(貸し付けた側)

○貸借対照表「長期貸付金」または／及び「短期貸付金」を減額

(借り入れた側)

○貸借対照表「地方債等」または／及び「1年内償還予定地方債等」を減額

また、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

不要

ウ 補助金支出と補助金収入（取引高の相殺消去）

連結対象団体（会計）間で補助金の授受が行われた場合には、補助した側は、行政コスト計算書の「補助金等」に計上されています。

補助を受けた側は、純資産変動計算書の「国県等補助金」に計上されています。したがって、次のような相殺消去を行います。

(補助した側)

○行政コスト計算書「補助金等」を減額

(補助を受けた側)

○純資産変動計算書「国県等補助金」を減額

なお、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

開始仕訳

不要

エ 会計間の繰入れ・繰出し（取引高の相殺消去）

会計間で繰入れ、繰出しが行われた場合には、繰出した側は、行政コスト計算書の「他会計への繰出金」に計上され、繰入れた側は、純資産変動計算書の「税金等」に計上されています。したがって、次のような相殺消去を行います。

(繰出した側)

○行政コスト計算書「他会計への繰出金」を減額

(繰入れた側)

○純資産変動計算書「税金等」を減額

なお、当該年度中に資金の移動がありますので、資金収支計算書においても、その資金移動額を収入側、支出側ともに消去します。

オ 資産購入と売却の相殺消去（取引高の相殺消去）

連結対象団体（会計）間で資産の購入・売却が行われた場合には、売却した側で行政コスト計算書に資産売却損益が計上され、購入した側では貸借対照表に資産売却損益相当額も含めて計上されています（土地の売却を事業として行っている土地開発公社等が売却した場合は事業収益等に計上されるため除きます。）。また、両者の資金収支計算書には売買取引相当額が計上されていますので、例えば、連結対象団体（会計）間の有形固定資産の売買によって売却損益が発生した場合、次のような相殺消去を行います。

(売却した側)

○行政コスト計算書

- ・売却損が生じた場合
「資産除売却損」（資産売却損相当額）を減額
- ・売却益が生じた場合
「資産売却益」（資産売却益相当額）を減額

※ なお、土地開発公社等が売却した場合には、売却損益相当額ではなく、当該土地に係る「業務収益」及び「その他の物件費」の双方を減額

○資金収支計算書 売買取引相当額を「資産売却収入」から減額

※ なお、土地開発公社等が売却した場合には、「経常収益収入」から減額

(購入した側)

○貸借対照表

- ・売却損が生じた場合
資産売却損相当額を「有形固定資産」に加算
- ・売却益が生じた場合
資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額

○資金収支計算書 売買取引相当額を「公共施設等整備費支出」から減額

また、償却資産に含まれる未実現損益の消去に伴う減価償却費の修正計算は省略することができます。

※「売買取引相当額」とは、取引価額を指します。

※「資産売却損益相当額」とは、売却された資産の簿価と売却取引相当額との差額を指します。売買取引金額>資産の簿価の場合は売却益となり、その逆が売却損となります。

開始仕訳

(売却した側)

○純資産変動計算書 ・売却損が生じた場合
資産売却損相当額を前年度末残高「固定資産等形成分」に増額

この結果、貸借対照表・純資産の部「固定資産等形成分」が同額増額されます。

・売却益が生じた場合
資産売却益相当額を前年度末残高「固定資産等形成分」から減額

この結果、貸借対照表・純資産の部「固定資産等形成分」が同額減額されます。

(購入した側)

○貸借対照表 ・売却損が生じた場合
資産売却損相当額を「有形固定資産」に加算
・売却益が生じた場合
資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額

カ 委託料の支払と受取（取引高の相殺消去）

(委託した側)

○行政コスト計算書「物件費」を減額
○資金収支計算書「物件費等支出」を減額

(受託した側)

○行政コスト計算書「経常収益」の「その他」を減額
○資金収支計算書「業務収入」の「その他」を減額

開始仕訳

不要

キ 利息の支払と受取（取引高の相殺消去）

(利息を受け取った側)

○行政コスト計算書「経常収益」の「その他」を減額

資金収支計算書「業務収入」の「その他」を減額

(利息を支払った側)

○行政コスト計算書「支払利息」を減額

資金収支計算書「支払利息支出」を減額

(開始仕訳)

不要

81. なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要がありますが、上記のうちアからエまでにかかる相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることも許容することとします。
82. 相殺消去の典型的な類型をまとめると【図9 相殺消去の典型的な類型】のとおりとなります。

【図9 相殺消去の典型的な類型】

取引のパターン	必要となる相殺消去	
ア 投資と資本の相殺消去	(出資した側) ・貸借対照表の「出資金」または「投資及び出資金」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(出資を受けた側) ・貸借対照表の「純資産の部」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去	(貸し付けた側) ・貸借対照表の「長期貸付金」または／及び「短期貸付金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(借り入れた側) ・貸借対照表の「地方債等」または／及び「1年内償還予定地方債等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
ウ 補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去)	(補助した側) ・行政コスト計算書の「補助金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(補助を受けた側) ・純資産変動計算書の「国県等補助金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
エ 会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去)	(繰出した側) ・行政コスト計算書の「他会計への繰出金」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去	(繰入れた側) ・純資産変動計算書の「税金等」を減額 ・資金収支計算書の資金移動額を消去
オ 資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去)	(売却した側) ・行政コスト計算書 ・売却損が生じた場合 「資産除売却損」(資産売却損相当額)を減額 ・売却益が生じた場合 「資産売却益」(資産売却益相当額)を減額 ・資金収支計算書 売買取引相当額を「資産売却収入」から減額	(購入した側) ・貸借対照表 ・売却損が生じた場合 資産売却損相当額を「有形固定資産」に加算 ・売却益が生じた場合 資産売却益相当額を「有形固定資産」から減額 ・資金収支計算書 売買取引相当額を「公共施設等整備費支出」から減額
カ 委託料の支払と受取(取引高の相殺消去)	(委託した側) ・行政コスト計算書の「物件費」を減額 ・資金収支計算書の「物件費等支出」を減額	(受託した側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他」を減額
キ 利息の支払と受取(取引高の相殺消去)	(利息を受け取った側) ・行政コスト計算書の「経常収益」の「その他」を減額 ・資金収支計算書の「業務収入」の「その他」を減額	(利息を支払った側) ・行政コスト計算書の「支払利息」を減額 ・資金収支計算書の「支払利息支出」を減額

83. 土地開発公社に対する債務保証、第三セクター等の債務に対する損失補償など、連結対象団体（会計）に関する債務負担行為について、一般会計等の貸借対照表において損失補償等引当金を計上している場合は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体（会計）の債務として連結貸借対照表に計上されているため、損失補償等引当金は消去します。
84. 連結貸借対照表の注記欄には、債務負担行為に関する情報を注記することとしていますが、連結対象団体（会計）に関する債務負担行為は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体（会計）の債務として連結貸借対照表に計上されているため、注記情報からは除きます。
85. 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第 98 段落において、「市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失（投資損失引当金繰入額）として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上」することとされていますが、連結財務書類では連結対象団体（会計）の損失が計上されているため、連結財務書類を作成する場合には、投資損失引当金繰入額及び投資損失引当金をそれぞれ消去します。
86. 連結対象団体（会計）の間で内部取引として認識している金額が一致しない場合（経費負担割合で連結を行う一部事務組合等にあつては、金額が一致しない場合が多い）には、重要な不一致がある場合を除き、いずれかの団体等で把握された金額（例えば、一般会計側で認識している金額や金額の大きい団体等側の金額）により相殺消去を行うことができることとします。
87. また、相殺消去の範囲を広げた場合であっても、水道料金、下水道使用料、施設使用料等条例で金額が定められているものをはじめ、相対取引で金額が決定されたものを除く取引、「ア 投資と資本の相殺消去」及び「イ 貸付金・借入金等の債権債務の消去」を除き年間取引総額が少額（例えば 100 万円未満）の取引、連結対象団体（会計）が支払った住民税や固定資産税等の税金については、相殺消去の対象から除くことができることとします。

連結財務書類作成の手引き 様式

様式第1号	連結貸借対照表	30
様式第2号	連結行政コスト計算書	31
様式第3号	連結純資産変動計算書	32
様式第2号及び第3号	連結行政コスト及び純資産変動計算書	33
様式第4号	連結資金収支計算書	34
様式第5号	1. 連結貸借対照表の内容に関する明細	35
	2. 連結行政コスト計算書の内容に関する明細	43
	3. 連結純資産変動計算書に関する明細	44
	4. 連結資金収支計算書に関する明細	46
様式第6号	連結精算表	48
様式第7号	内部取引調査票	51
様式第8号	相殺消去集計表	52

連結行政コスト計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額
経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	
賞与等引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他	
物件費等	
物件費	
維持補修費	
減価償却費	
その他	
その他の業務費用	
支払利息	
徴収不能引当金繰入額	
その他	
移転費用	
補助金等	
社会保障給付	
その他	
経常収益	
使用料及び手数料	
その他	
純経常行政コスト	
臨時損失	
災害復旧事業費	
資産除売却損	
損失補償等引当金繰入額	
その他	
臨時利益	
資産売却益	
その他	
他団体分損益	
純行政コスト	

連結純資産変動計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高				
純行政コスト(△)				
財源				
税込等				
国県等補助金				
本年度差額				
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額				
無償所管換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
その他				
本年度純資産変動額				
本年度末純資産残高				

連結行政コスト及び純資産変動計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額			
経常費用				
業務費用				
人件費				
職員給与費				
賞与等引当金繰入額				
退職手当引当金繰入額				
その他				
物件費等				
物件費				
維持補修費				
減価償却費				
その他				
その他の業務費用				
支払利息				
徴収不能引当金繰入額				
その他				
移転費用				
補助金等				
社会保障給付				
その他				
経常収益				
使用料及び手数料				
その他				
純経常行政コスト				
臨時損失				
災害復旧事業費				
資産除売却損				
損失補償等引当金繰入額				
その他				
臨時利益				
資産売却益				
その他				
他団体分損益		金額		
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
純行政コスト				
財源				
税収等				
国県等補助金				
本年度差額				
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額				
無償所管換等				
他団体出資等分の増加				
他団体出資等分の減少				
その他				
本年度純資産変動額				
前年度末純資産残高				
本年度末純資産残高				

連結資金収支計算書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(単位:)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	
物件費等支出	
支払利息支出	
その他の支出	
移転費用支出	
補助金等支出	
社会保障給付支出	
その他の支出	
業務収入	
税込等収入	
国県等補助金収入	
使用料及び手数料収入	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
業務活動収支	
【投資活動収支】	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	
基金積立金支出	
投資及び出資金支出	
貸付金支出	
その他の支出	
投資活動収入	
国県等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	
その他の収入	
投資活動収支	
【財務活動収支】	
財務活動支出	
地方債等償還支出	
その他の支出	
財務活動収入	
地方債等発行収入	
その他の収入	
財務活動収支	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	

前年度末歳計外現金残高	
本年度歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金残高	
本年度末現金預金残高	

連結附属明細書

1. 連結貸借対照表の内容に関する明細

※下記以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成する。

(1) 資産項目の明細

① 有形固定資産の明細

(単位:)

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)
事業用資産							
土地							
立木竹							
建物							
工作物							
船舶							
浮標等							
航空機							
その他							
建設仮勘定							
インフラ資産							
土地							
建物							
工作物							
その他							
建設仮勘定							
物品							
合計							

② 有形固定資産の行政目的別明細

(単位:)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
事業用資産								
土地								
立木竹								
建物								
工作物								
船舶								
浮標等								
航空機								
その他								
建設仮勘定								
インフラ資産								
土地								
建物								
工作物								
その他								
建設仮勘定								
物品								
合計								

③投資及び出資金の明細

市場価格のあるもの

(単位:)

銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (B)	貸借対照表計上額 (A) × (B) (C)	取得単価 (D)	取得原価 (A) × (D) (E)	評価差額 (C) - (E) (F)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計							

市場価格のないものうち連結対象団体(会計)以外に対するもの

(単位:)

相手先名	出資金額 (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合(%) (A)/(E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	強制評価減 (H)	貸借対照表計上額 (A) - (H) (I)	(参考)財産に関する 調書記載額
合計										

④基金の明細 (単位:)

種類	現金預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表計上額)	(参考)財産に関する 調書記載額
財政調整基金						
減債基金						
...						
...						
合計						

(単位:)

⑤貸付金の明細

相手先名または種別	長期貸付金		短期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	
〇〇貸付金					
....					
合計					

⑥長期延滞債権の明細 (単位:)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

⑦未収金の明細 (単位:)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
〇〇貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

(2) 負債項目の明細
① 地方債等(借入先別)の明細

(単位:)

種類	地方債等 残高	うち1年内償還予定		政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	うち共同発行債		その他
									うち住民公募債		
【通常分】											
一般公共事業											
公営住宅建設											
災害復旧											
教育・福祉施設											
一般単独事業											
その他											
【特別分】											
臨時財政対策債											
減税補てん債											
退職手当債											
その他											
【その他】											
合計											

② 地方債等（利率別）の明細 (単位：)

地方債等残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率

③ 地方債等（返済期間別）の明細 (単位：)

地方債等残高	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超

④ 特定の契約条項が付された地方債等の概要 (単位：)

特定の契約条項が 付された地方債等残高	契約条項の概要

⑤引当金の明細 (単位:)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
合計					

2. 連結行政コスト計算書の内容に関する明細
 (1) 補助金等の明細

(単位:)

区分	名称	相手先	金額	支出目的
他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)				
	計			
その他の補助金等				
	計			
合計				

3. 連結純資産変動計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細 (単位:)

会計	区分	財源の内容	金額	
一般会計	税収等	地方税		
		地方交付税		
		地方譲与税		
			
		小計		
	国県等補助金	資本的補助金	国庫支出金	
			都道府県等支出金	
			
			計	
		経常的補助金	国庫支出金	
都道府県等支出金				
			
	計			
	小計			
	合計			
特別会計				
.....				
地方独立行政法人				
.....				

(2)財源情報の明細

(単位:)

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債等	税収等	その他
純行政コスト					
有形固定資産等の増加					
貸付金・基金等の増加					
その他					
合計					

4. 連結資金収支計算書の内容に関する明細

(1) 資金の明細 (単位:)

種類	本年度末残高
現金	
要求払預金	
短期投資	
.....	
.....	
合計	

＜作成例＞

連結行政コスト計算書に係る行政目的別の明細

(単位:)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
経常費用								
業務費用								
人件費								
職員給与費								
賞与等引当金繰入額								
退職手当引当金繰入額								
その他								
物件費等								
物件費								
維持補修費								
減価償却費								
その他								
その他の業務費用								
支払利息								
徴収不能引当金繰入額								
その他								
移転費用								
補助金等								
社会保障給付								
その他								
経常収益								
使用料及び手数料								
その他								
純経常行政コスト								
臨時損失								
災害復旧事業費								
資産除売却損								
損失補償等引当金繰入額								
その他								
臨時利益								
資産売却益								
その他								
他団体分損益								
純行政コスト								

連結精算表

連結貸借対照表作成ワークシート

科目	一般会計等財務書類		全体財務書類					連結財務書類							
	一般会計 特別会計	総計 (単純 合算)	公営企業会計 水道事業 橋梁事業	公営事業会計		その他 国民健康 保険事業	地方独立行政法人 〇〇大学 〇〇土地 開発公社	地方三公社		第三セクター等 (株)〇〇 消通 サービス		総計 (単純 合算)	連続修正 等	相殺消去	純計
				公営企業会計 ...	収益事業			小計	小計	小計	小計				
資産合計															
固定資産															
有形固定資産															
事業用資産															
土地															
立木竹															
建物															
建物減価償却累計額															
工作物															
工作物減価償却累計額															
船舶															
船舶減価償却累計額															
浮橋等															
浮橋等減価償却累計額															
貯蓄債権															
貯蓄債権減価償却累計額															
その他債権															
その他債権減価償却累計額															
建設仮勘定															
インフラ資産															
土地															
建物															
建物減価償却累計額															
工作物															
工作物減価償却累計額															
その他															
その他減価償却累計額															
建物仮勘定															
物品															
物品減価償却累計額															
無形固定資産															
ソフトウェア															
その他															
その他の資産															
投資有価証券の出資産															
有価証券															
出資金															
その他															
役員積立引当金															
長期繰越準備金															
長期買付金															
基金															
減価基金															
その他															
徴収不能引当金															
流動資産															
現金預金															
未収金															
短期買付金															
基金															
財政調整基金															
財政調整基金															
その他															
徴収不能引当金															
繰越資産															
負債・純資産合計															
負債合計															
固定負債															
地方債等															
長期未払金															
退職手当引当金															
損失引当金															
損失引当金															
繰上引当金															
その他															
流動負債															
1年内償還予定地方債等															
未払金															
未払費用															
前受金															
前受収益															
繰上引当金															
その他															
純資産合計															
固定資産形成分															
剰余金(不足分)															
他団体出資等分															

科目	一般会計等財務書類			全体財務書類						連結財務書類						
	一般会計 特別会計	〇〇 特別会計	総計 (単純合 算)	公営事業会計		公営事業会計		公営事業会計		〇〇土 地 開発公社	〇〇土 地 開発公社	小計	小計	小計	小計	
				水道事業	病院事業	公営企業会計	その他	公営企業会計	その他							
	〇〇衛生 施設組合	〇〇大学	一部事務組合・広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等 (株)〇〇 消費 サービス	〇〇衛生 施設組合	〇〇大学	一部事務組合 〇〇衛生 施設組合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等 (株)〇〇 消費 サービス	〇〇衛生 施設組合	〇〇大学	一部事務組合 〇〇衛生 施設組合	
小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計		
総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	
種差償還コスト																
経費控除																
業人仕費																
職員給与																
賞与等引当金繰入額																
退職手当引当金繰入額																
その他																
物件費																
維持補修費																
運賃運賃料																
その他																
その他の業務費用																
受払利息																
受取不能引当金繰入額																
その他																
移転費																
福利厚生費																
租税戻付																
仲介料																
仲介料への繰出金																
その他																
経費取返																
費用取返																
その他																
繰行コスト																
臨時損失																
災害復旧事業費																
資産除売却損																
投資損失引当金繰入額																
損失補償等引当金繰入額																
その他																
臨時利益																
資産売却益																
その他																
他区分損益																

科目	一般会計等財務書類			全体財務書類						連結財務書類						
	一般会計 特別会計	〇〇 特別会計	総計 (単純合 算)	公営事業会計		公営事業会計		公営事業会計		〇〇土 地 開発公社	〇〇土 地 開発公社	小計	小計	小計	小計	
				水道事業	病院事業	公営企業会計	その他	公営企業会計	その他							
	〇〇衛生 施設組合	〇〇大学	一部事務組合・広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等 (株)〇〇 消費 サービス	〇〇衛生 施設組合	〇〇大学	一部事務組合 〇〇衛生 施設組合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等 (株)〇〇 消費 サービス	〇〇衛生 施設組合	〇〇大学	一部事務組合 〇〇衛生 施設組合	
小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計	〇〇土 地 開発公社	小計		
総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	総計	相殺消去	
前年度末純資産残高																
繰行コスト(△)																
財源																
徴収等																
国庫等補助金																
本年度家賃																
固定資産の売却(内部変動)																
有形固定資産等の増加																
買入金・基金等の増加																
買入金・基金等の減少																
資産計画的減額																
他団体支出費等分の増加																
他団体支出費等分の減少																
その他																
本年度末純資産残高																

連結資金収支計算書作成ワークシート

科目	一般会計等財務書類			全体財務書類							運送財務書類					
	一般会計	〇〇特別会計	純計	公営事業会計			公営事業会計				〇〇大学	〇〇土地開発公社	地方三公社	第三セクター等		
				水道事業	橋梁事業	収用事業	国土利用	その他	〇〇〇〇	〇〇〇〇				〇〇〇〇		
	〇〇	特別会計	純計	水道事業	橋梁事業	収用事業	国土利用	その他	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	相殺消去	相殺消去	相殺消去	公営企業会計	水道事業	橋梁事業	収用事業	国土利用	その他	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
合計	合計	合計	公営企業会計	水道事業	橋梁事業	収用事業	国土利用	その他	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
業務活動収支																
業務費支出																
人件費支出																
物件費支出																
支払利息支出																
その他の支出																
移転費用支出																
補助金等支出																
社会保険料給付支出																
他会社への繰出支出																
その他の支出																
業務収入																
税金等収入																
国庫等補助金収入																
使用料及び手数料収入																
その他の収入																
雑収入																
女性労働者賃金支出																
臨時雇の支出																
投資活動収支																
投資活動収支																
公共施設整備費支出																
基金積立金支出																
投資及び貸出金支出																
貸付金支出																
その他の支出																
投資活動収入																
国庫等補助金収入																
基金取崩収入																
貸付金等回収収入																
資産売却収入																
その他の収入																
財務活動収支																
財務活動収支																
地方債発行収入																
地方債償還支出																
その他																
地方債発行収入																
地方債償還支出																
その他の																
本年度的現金増減額																
前年度の現金増減額																
本年度的現金増減額																
前年度の現金増減額																
本年度的現金増減額																
前年度の現金増減額																
本年度的現金増減額																
前年度の現金増減額																
本年度的現金増減額																
前年度の現金増減額																
本年度的現金増減額																
前年度の現金増減額																
本年度的現金増減額																
前年度の現金増減額																

様式第7号 内部取引調査票

- 1 本調査票の配布先は、すべての連結対象法人(会計)である。
- 2 本調査票は、次の相互間の内部取引を、それぞれに調査するものである。

取引先 記入者	連結財務書類				連結対象 団体(会計)
	単体財務書類			公営事業 会計	
	一般会計等		相互間		
	一般会計	特別会計			
一般会計	—	○	○	○	
特別会計	○	相互間	○	○	
公営事業会計	○	○	相互間	○	
連結対象団体(法人)	○	○	○	相互間	

- 3 相殺取引の対象となる事項については、本文を参照されたい。
- 4 一般会計等側からの相殺取引額の算出は、仕訳帳又は総勘定元帳から、上記すべての相殺相手方である取引を抽出し、相殺取引対象が判断し、勘定科目別に集計して作成する。
- 5 本調査票回収後は、各会計の相殺取引が、それぞれ完全に対応することを相互にチェックする。
- 6 本調査票は、財務書類4表または3表分が必要であるが、貸借対照表の表頭のみを示す。
- 7 回収した本調査票の金額は、《様式第8号 相殺消去集計表》に転記し、同表で合計を求める。

内部取引調査票

記入元	例えば、A特別会計
-----	-----------

1 貸借対照表

相手先 勘定科目	一般会計等財務書類			全体財務書類				連結財務書類				
	一般会計	〇〇 特別会計	合計	公営事業会計				合計	一部事務組合・広域連合			合計
				公営企業会計		その他			〇〇衛生 施設組合	
				水道事業	...	収益事業	...					
資産合計												
固定資産												
有形固定資産												
土地												
立木竹												
建物												
.....												

- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書

様式第8号 相殺消去集計表

- 1 本表は、《様式第7号 内部取引調査票》の回収結果につき、チェック終了後、転記して集計し、《様式第6号 連結精算表》に転記するものである。
- 2 ① 一般会計等財務書類用は、一般会計、特別会計(公営事業会計を除く)分を集計し、連結精算表における一般会計等財務書類の相殺消去欄に転記する。
② 全体財務書類用は、一般会計等、公営事業会計分を集計し、連結精算表における全体財務書類の相殺消去欄に転記する。
③ 連結財務書類用は、一般会計等、全体(一般会計等を除く)、連結対象団体(会計)分を集計し、連結精算表における連結財務書類の相殺消去欄に転記する。
- 3 上記連結精算表への転記終了後、同表の純計額を算出する。
- 4 以上に基づき、様式第1号～第4号の様式に従い、一般会計等、全体及び連結財務書類を編集する。
- 5 本集計票は、財務書類4表または3表分が必要であるが、貸借対照表の表頭のみを示す。

様式8-1 相殺消去集計表(一般会計等財務書類用)

1 貸借対照表

相手先 勘定科目	一般会計等財務書類		
	一般会計	〇〇 特別会計	合計
資産合計			
固定資産			
有形固定資産			
土地			
立木竹			
建物			
.....			

- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書

様式8-2 相殺消去集計表(全体財務書類用)

1 貸借対照表

相手先 勘定科目	一般会計等財務書類		全体財務書類				総合計
	一般会計	〇〇 特別会計	公営事業会計				
			公営企業会計		その他		
			水道事業	...	収益事業	...	
資産合計							
固定資産							
有形固定資産							
土地							
立木竹							
建物							
.....							

- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書

様式8-3 相殺消去集計表(連結財務書類用)

1 貸借対照表

相手先 勘定科目	一般会計等財務書類		全体財務書類				連結財務書類			総合計
	一般会計	〇〇 特別会計	公営事業会計				一部事務組合・広域連合			
			公営企業会計		その他		〇〇衛生 施設組合	
			水道事業	...	収益事業	...				
資産合計										
固定資産										
有形固定資産										
土地										
立木竹										
建物										
.....										

- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書